（申請書等の記載事項の制限）

第十四条　（略）

２　指定製作者等は、第七条第五項の規定による報告書には、国土交通大臣が告示で定めるところにより同条第四項の分析等の結果に基づく記載その他の正確な記載をしなければならず、虚偽の記載をしてはならない。

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第六条　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（審査試験項目及び審査試験項目別費用額） **第一条**　（略） ２　令第三条第二項の表二の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、同表第一号上欄中「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同号下欄中「二十三万八千円」とあるのは「五十七万円」と、同表備考第一号中「指定特定共通構造部及び指定特定装置」とあるのは「指定特定共通構造部」と、「自動車」とあるのは「特定共通構造部」とする。 ３・４　（略） （能力審査に係る手数料） **第二条**　機構が道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第九十九条の三第八項第一号の規定により行う自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号。以下この条において「特定改造省令」という。）第二条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　特定改造省令第四条第一項第一号に掲げる基準に係る審査　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額 イ　ロに掲げる者以外の者　四百八万八千円 ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が本邦外にある者　三百九十九万四千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額 二　特定改造省令第四条第一項第二号に掲げる基準に係る審査　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額 イ　ロに掲げる者以外の者　五百二万四千円 ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が国外にある者　四百九十三万円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額 ２　（略）	（審査試験項目及び審査試験項目別費用額） **第一条**　（略） ２　令第三条第二項の表二の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、同表第一号上欄中「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同号下欄中「十一万六千円」とあるのは「三十三万七千円」と、同表備考第一号中「指定特定共通構造部及び指定特定装置」とあるのは「指定特定共通構造部」とする。 ３・４　（略） （能力審査に係る手数料） **第二条**　機構が法第九十九条の三第八項第一号の規定により行う自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号。以下この条において「特定改造省令」という。）第二条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　特定改造省令第四条第一項第一号に掲げる基準に係る審査　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額 イ　ロに掲げる者以外の者　二百七十四万四千円 ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が本邦外にある者　二百六十五万円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額 二　特定改造省令第四条第一項第二号に掲げる基準に係る審査　イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額 イ　ロに掲げる者以外の者　三百三十六万五千円 ロ　当該審査において実地の調査が行われる施設が国外にある者　三百二十七万一千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額 ２　（略）

（申請書等の記載事項の制限）

第十四条　（略）

（新設）